令和元年度第２回御船町議会定例会（５月会議）　議事日程

令和元年５月９日

午前10時00分開会

１　議事日程

第１　仮議席の指定について

第２　議長の選挙について

追加日程第　１　議席の指定について

追加日程第　２　会議録署名議員の指名について

１番　中 城　峯 雄　君

２番　井 藤　はづき 君

追加日程第　３　会期の決定について

追加日程第　４　副議長の選挙について

追加日程第　５　議席の一部変更について

追加日程第　６　常任委員会委員の選任について

追加日程第　７　常任委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第　８　議会運営委員会委員の選任について

追加日程第　９　議会運営委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第１０　御船地区衛生施設組合議会議員の選挙について

追加日程第１１　御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

追加日程第１２　上益城消防組合議会議員の選挙について

追加日程第１３　上益城広域連合議会議員の選挙について

追加日程第１４　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第１５　特別委員会委員の選任について

追加日程第１６　特別委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第１７　報告第５号　専決処分の報告について

追加日程第１８　同意第２号　御船町副町長の選任について

追加日程第１９　同意第３号　御船町監査委員の選任について

２　出席議員は次のとおりである（13人）

１番　中城　峯雄　君　　２番　井藤　はづき　君
３番　宮川　一幸　君　　４番　福本　　悟　君
５番　田上　英司　君　　６番　増田　安至　君
７番　森田　優二　君　　８番　岩永　宏介　君
９番　福永　　啓　君　　１０番　田上　　忍　君
１１番　清水　　聖　君　　１２番　井本　昭光　君
１４番　池田　浩二　君

３　欠席議員（１人）
１３番　岩田　重成　君

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）
事務局長　　本田　隆裕　君

５　説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	藤木　正幸　君	教育長	本田　惠典　君
総務課長	藤野　浩之　君	企画財政課長	坂本　幸喜　君
税務課長	上村　欣也　君	町民保険課長	宮﨑　尚文　君
福祉課長	西橋　静香　君	こども未来課長	田中　智徳　君
復興課長	島田　誠也　君	健康づくり支援課長	本田　太志　君
農業振興課長	井上　辰弥　君	商工観光課長	作田　豊明　君
建設課長	野口　壮一　君	環境保全課長	緒方　良成　君
会計管理者	上村　清美　君	学校教育課長	西本　和美　君
社会教育課長	沖　　勝久　君		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議会事務局長（本田隆裕君）　議会事務局長の本田と申します。よろしくお願いします。

開会の前に町長あいさつ、議員の自己紹介、特別職及び課長の自己紹介を行います。

はじめに藤木町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（藤木正幸君）　このたびの御船町長選において、皆様の温かい御支援を賜り、御船町長として町政を担うことになりました藤木正幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

町民の皆様の町政に寄せる期待の大きさを選挙戦において感じており、また熊本地震による復旧・復興の大切さを体で感じ、この遂行な責務を全身全霊で感じながら、今ここに全力を挙げてこの責務を遂行してまいる決意を新たにしております。

私が目指す町政は、笑顔あふれる町政でございます。私は御船町に生まれ、この御船町で育ち、そしてこの御船町で働き、頑張るための原動力となっているのが町民皆様の笑顔を見たいという強い思いであります。御船町に暮らす人たちを一人でも多く笑顔に、その笑顔の輪を大きく大きく広げて町民皆様を笑顔にしたい、これこそが私が取り組むまちづくりの原点となります。

この笑顔あふれるまちづくりを進める上で、最も大切なのは、共に働く共働であると考えています。町民、企業、団体そして行政、議会、この良好な関係を築きながら、御船町の未来像を描き、その実現のため、共に考え、共に働き、共に進めていく、これこそが私の考える共働でございます。すべては町民皆様の笑顔のために邁進していく所存でございますので、どうぞ皆様方よろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　次に、議員の自己紹介を行います。議席にてお願いします。

仮議席番号１番からお願いいたします。

○仮議席１番（井藤はづき君）　田代東部の井藤はづきと申します。若くて経験不足でもありますので御迷惑をかけることがたくさんあると思いますけれども、御指導をいただきながら、町民の皆様の声をしっかり届けて、一緒にまちづくりをしていけたらと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○仮議席２番（宮川一幸君）　今回町会議員になりました、上野地区から選出の宮川と申します。どうかよろしくお願いします。

昨年３月までは、反対側に座っておりましたが、今度は町民目線で町の行政に携わっていきたいと思います。いろいろ意見を交わしながら町民のために議員として頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。今後ともよろしくお願いします。

○仮議席３番（福本　悟君）　新人の福本悟です。小坂校区、豊秋の秋只でございます。町民のために一生懸命頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○仮議席４番（田上英司君）　三度目の正直でやっと当選しました。生まれも育ちもよそ者ですが、御船豊秋に住んでおります。10年になります。この10年間、いろんな政治活動をやってきております。その経験も踏まえて、皆様の知恵を借りながら、町のために尽力したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮議席５番（増田安至君）　４年ぶりに二度目の復帰で滝尾地区から来ました増田といいます。今後とも、町民のため、そして町の発展のために頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○仮議席６番（森田優二君）　御船校区、大字御船になりますけれども、２期目の森田優二です。どうぞよろしくお願いします。

○仮議席７番（岩永宏介君）　岩永宏介といいます。２期目に入りましたので、少し落ち着いてしっかり仕事を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仮議席８番（中城峯雄君）　中城峯雄でございます。２期目に入りました。腰を据えて頑張りたいと思います。出身は高木校区です。よろしくお願いします。

○仮議席９番（福永　啓君）　３期目となりました福永啓と申します。町民の皆様の思いや夢がどのようにしたらよりよい形で町政に反映できるのかと、議論を通して考える。そのような議員を目指しております。よろしくお願いいたします。

○仮議席10番（田上　忍君）　３期目になります、田上忍です。御船町の住民の皆様のため、そして御船町の発展のため頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○仮議席11番（池田浩二君）　４期目になります、池田です。出身は御船校区の辺田見です。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮議席12番（清水　聖君）　５期目になります。清水と申します。出身は水越校区です。「女性の声を町政に」をスローガンに掲げてきました。やっと女性の声が少しずつ通るようになりました。これからもよろしくお願いいたします。

○仮議席13番（井本昭光君）　井本でございます。６期目でございます。また御船町のために一生懸命初心に返って頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（本田隆裕君）　続きまして、特別職及び課長の紹介を行います。

まず、本田教育長から順次お願いします。

○教育長（本田惠典君）　教育長２期目に入りました本田惠典と申します。子どもたちの笑顔あふれる学校を目指して、今年も頑張ります。よろしくお願いします。

○総務課長（藤野浩之君）　総務課長の藤野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　企画財政課、坂本と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（野口壮一君）　建設課長の野口と申します。よろしくお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君）　農業振興課長の井上と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（作田豊明君）　商工観光課長の作田豊明です。よろしくお願いします。お世話になります。

○復興課長（島田誠也君）　復興課長の島田誠也と申します。どうぞよろしくお願いします。

○税務課長（上村欣也君）　税務課２年目の上村といいます。よろしくお願いいたします。

○会計課長（上村清美君）　会計課長の上村清美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君）　福祉課長の西橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（田中智徳君）　こども未来課、田中と申します。よろしくお願いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君）　健康づくり支援課長、本田と申します。よろしくお願いします。

○町民保険課長（宮﨑尚文君）　町民保険課の宮﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（西本和美君）　学校教育課長、西本と申します。よろしくお願いします。

○社会教育課長（沖　勝久君）　社会教育課長の沖と申します。よろしくお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君）　環境保全課長、緒方です。よろしくお願いします。

○議会事務局長（本田隆裕君）　以上で、町長あいさつ、議員の自己紹介、特別職及び課長の自己紹介を終わります。

令和元年度第２回御船町議会定例会５月会議は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の井本昭光議員に臨時議長をお願いします。

○臨時議長（井本昭光君）　ただ今御紹介をされました井本でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。議長の選挙まで、限られた時間ではあ

りますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと思っておりますので、何とぞ格段の御協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

ただ今から、令和元年度第２回御船町議会定例会５月会議を再開します。

本日は、岩田重成君より欠席の申し出があっております。

本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　仮議席の指定について

○臨時議長（井本昭光君）　日程第１、「仮議席の指定について」を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　議長の選挙について

○臨時議長（井本昭光君）　日程第２、「議長の選挙について」を行います。

御船町議会基本条例第５条第７項で、議会は議長の選出にあたり、本議会においてその職を志願する者に所信表明をする機会を設けてあります。

議長職を志願される方は挙手をもって行い、議席の若い番から所信表明を行います。

議長職を志願される方は挙手をお願いいたします。

［議長職志願者　挙手］

○臨時議長（井本昭光君）　９番、福永君、10番、田上君、11番、池田浩二君から表明がありました。

まず、９番、福永君の所信表明を行います。

○仮議席９番（福永　啓君）　議長選挙立候補にあたり、所信を述べさせていただきます。

３年前、御船町は熊本地震という未曾有の大災害に見舞われ、御船町全対が被災地となり、町民全員が被災者となりました。私ども議会も震災からの復旧にあたり、できる限りの努力をしてまいりました。しかし一方で、不十分な部分、抜け落ちていた部分など問題点があったことも素直に認めなければならないと思っています。復旧・復興から取り残される町民がないように、それら問題点の一つ一つを丁寧に拾い上げ、今後の復興過程において問題解決を図っていくことこそが議会を含め、町全体に課された責務であると確信しています。

震災から３年、議会また御船町といたしましても、復旧へ集中せざるを得ませんでし

た。復旧過程において町民の皆様には多大な御不便をおかけした部分や我慢をお願いした部分があったかと思います。しかし、時代が平成から令和へと移り変わった今、御船町も同じく復旧から復興へと大きな転換点を迎えています。

令和元年は御船町にとってまさしく復興元年です。復興元年に開会したこの新たな議会に係る町民の期待と我々議員の職責は大変大きなものであると痛感しています。同じ選挙で町民が選択した藤木町長、そして私たち議員、それぞれ役割と立場が違います。しかし、町民全体の福祉の向上を実現し、将来に向かって町民との約束を果たすという目的は、全く同じです。さらに御船町においては、熊本地震からの創造的復興を果たさなければならないということも、両者が共有している目的です。その目的を私たち議員は議会における討議を通じて実現させなければなりません。そのためには、これまで先輩諸氏が培ってこられた議会改革の波をさらに大きなうねりとして推し進め、町民からの付託に応え、町民の信頼を得る、開かれた議会を作り上げなければならないと思います。

議会の役割とは何か、町民が、議会に何を求められているのかをいま一度真摯に検証し、議員としての研鑽をさらに積まなければなりません。また、多様な町民の思いをよりよい形で町政に反映させるためにも、多様な職種、多様な世代の方々が議員となり、さらには女性がもっと輝ける議会とならなければならないと思っています。そのためにも、議員待遇のあり方を含め、女性そして次世代の人々が議員へと立候補できるような環境を整備することが不可欠だと思います。まさに次世代を背負う子どもたちへの復興の思いを、直接ここ議会の場で発言してもらう子ども議会の開催も復興元年の今こそ必要ではないかと感じています。

議会で、何を議論して、何が決まっているのか、ＩＣＴ社会が到来している現状に即した情報公開、情報共有を進めなければなりません。それ以外にも、大型商業施設をはじめとした企業誘致の推進に、過疎化が著しい中山間地の振興、農業、商工業、観光業の復興、住環境の整備、自主財源の確保を含めた将来性の健全化、教育、福祉、芸術文化の振興、人材育成などなど、御船町が真の創造的復興をなし遂げるために、議会と町執行部が共に取り組まなければならない課題は山積しています。御船町は大きい町ではありません。しかし、小さい町でもありません。ほどよい大きさの町、御船町の議会だからこそできることがあると思います。熊本地震の被災を経てもなお、御船町の中山間地には美しい日本の原風景が広がっています。交通の便に恵まれた平坦部には、商業地、住宅地も広がって

います。この可能性にあふれた御船町。その町民が選択した藤木町政と議会が同じ目的のもと、建設的な議論を通して、真の意味で切磋琢磨を繰り返し、互いに向上を目指せば、これら山積する課題解決を図り、被災地のモデルケースとなるような創造的復興を成し遂げることができると信じます。

令和元年、復興元年とも言う大きな転機を迎える議会において、二元代表制の一翼を担う議会の長という重責に立候補するにあたり、町民の福祉の向上を実現し、将来に向かって町民との約束を果たすため、そして、熊本地震からの創造的復興を成し遂げるため、私をして、謙虚に、愚直に議長として、議会の建設的議論が進み、あらゆる努力をする決意と覚悟をここに表明し、私の所信といたします。

議員諸氏におかれましては、私の所信に込めた思いを御理解いただき、御協力いただきますよう、切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（井本昭光君）　次に、10番、田上忍君の所信表明をお願いいたします。

○仮議席10番（田上　忍君）　田上忍でございます。まず、御船町議長に立候補するにあたり、私の所信を表明いたします。

今、御船町で第一に考えなければいけないことは、熊本地震からの復旧・復興です。その中で、いまだに仮設住宅やみなし仮設住宅で過ごしている被災者の方たちがいます。復興住宅の建設や町営住宅の整備、今進んでおりますが、早く整備を行い、落ち着いて生活できる環境づくりが最優先と考えます。

また、中山間部では農地の復旧がまだなされていない箇所があります。他町村と連携しながら、そして熊本県とも連携しながら、早期の復旧を行う必要があります。大きな被害があって、今年から水が流れるようになった農地もあります。しかし、水路の水漏れや農地の水漏れなどで点検はこれからだと思います。大きな工事が終わった箇所でも、最終的には水を流して検査する必要があります。地元の皆さんと意見交換しながら、行政、議会が一緒になって考えていく必要があると考えます。

いずれにせよ、復旧・復興はこれからです。御船町、熊本県、国が大きなパイプでつながり、議会も同じ方向性を持ちながら、熊本地震からの創造的復旧・復興を推し進める必要があると考えています。

次に、今御船町で大きく期待されるのは、大型商業施設の誘致です。これは、御船町にとってはとても大きな課題であり、よいことだと思っております。３月議会で、私も一

般質問をしました。その中では順調に進んでいると聞いております。大きな課題もなく一歩一歩進んでいると聞きました。議会としても、企業誘致特別委員会を立ち上げるぐらいの協力態勢でこの企業誘致を成功に持っていきたいと思います。そして、御船町の宝である吉無田高原の活用です。先日マウンテンバイクの大会がありました。多くの皆さんがこの吉無田で楽しんでおられました。この吉無田地域は多種多様な活用が考えられます。観光の目玉として、今後も活用していきたいと思います。

続いて、議会運営や議会改革についてです。今、ここにいる議員が適材適所で自分の得意分野の知恵や経験を活かしてほしいと願います。私が初めて議員となった８年前は全国から注目される議会でした。４月に来町される議会も多く、調整するのが大変なときもありました。熊本地震という大きな災害があり、議会改革は停滞しているように感じます。今まで以上に全国から注目される議会を目指していきたいと思います。

そこで、私が議長になったとき検討してほしいと思っているのは、４年前から検討してきた議員報酬の見直しです。若者が議員に立候補できるような検討を行ってほしいと思います。そして、議会のＩＣＴ化です。全国の議会を見渡すと、タブレットを導入してペーパーレス化している議会もあります。今まで、私たちもタブレット導入している幾つかの議会を視察しました。さらに勉強を深め、そして執行部とも協議しながら、御船町議会のＩＣＴ化を進めていきたいと思います。

以上が、今回私が議長に立候補するに当たっての所信表明であります。議員の皆様にはぜひ協力をお願いしたいと思います。

○臨時議長（井本昭光君）　次に、11番、池田浩二君の所信表明をお願いします。

○仮議席11番（池田浩二君）　御船町議長選挙にあたり所信を述べさせていただきます。

議会は、町民の皆様の生活にかかわる崇高な使命と責任があります。私は町民身近で、信頼を持っていただける議会を目指し、先輩議員の皆さんが作り上げてきた御船町議会の伝統を守り、活性化しながらつなげなければいけないと思っております。

平成21年度に作り上げました議会基本条例は、10年が過ぎ、見直す時期にあると考えています。また、町民と皆様の関係については、町民の皆様の御意見や御提言、御要望に対して謙虚に耳を傾け、共に考え、共に歩む、町民参加型の議会を目指し、これまで以上に情報公開を積極的に進めて、わかりやすい議会の実現に取り組みます。

次に、議会と執行機関との関係であります。議会民主主義において、二元代表制の一

翼を担う議会は、執行機関に対して緊張感を持ちながら、是は是、非は非の姿勢を持って、よりよい町政、まちづくりの実現を目指します。議会は、議決機関として多様な意見を出し合い、課題や論考を明らかにしながら、合意形成していくことが重要であると考えております。

次に、具体的な行動する議会としての所信でありますが、信頼を持てる議会の実現を目指します。最優先に熊本地震、その後の豪雨災害の一日も早い復旧・復興の推進、そして災害時に向き合う議会です。災害等に議会の対応を構築したいと考えています。それから、政策提言する議会であります。議事機関として積極的に総合計画などをもとに、政策強化に取り組みながら進められたらと考えております。すべては議長１人でできるものではなく、議員の皆様の協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、３期12年の議員活動を経てまいりました。１期目から常任委員長、広報編集特別委員長、前回は議会運営委員長を仰せつかりまして、議会改革、活性化に力を注いでまいりましたが、微力才限にまた道半ばの思いもあります。議長は常に中立・公正・公平でなければなりません。数の倫理だけで満足を進めるような議会であってもいけません。議員各位の議論・討論をもとに、徳を重んじ、中立・公正・公平な立場で議長職を努めさせていただければと思います。

御船町議会が、機能を十分に発揮できるような議会を目指し、議長所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（井本昭光君）　これで、議長を志願された３名の議員の所信表明を終了します。

議長の選出方法は、投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

［議場　閉鎖］

○臨時議長（井本昭光君）　ただ今の出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に、仮議席７番、岩永宏介君と12番、清水聖君を指名します。

投票用紙を配ります。

［投票用紙　配布］

○臨時議長（井本昭光君）　念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（井本昭光君）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

［投票箱　点検］

○臨時議長（井本昭光君）　異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは、仮議席番号と氏名を申し上げます。

１番、井藤はづき議員、お願いします。２番、宮川一幸議員。３番、福本悟議員。４番、田上英司議員。５番、増田安至議員。６番、森田優二議員。７番、岩永宏介議員。８番、中城峯雄議員。９番、福永啓議員。10番、田上忍議員。11番、池田浩二議員。12番、清水聖議員。13番、井本昭光議員。

○臨時議長（井本昭光君）　投票漏れはありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（井本昭光君）　投票漏れなしと認めます。

これをもって投票を終わります。

開票を行います。岩永宏介君及び清水聖君は開票の立ち会いをお願いいたします。

［開　票］

○臨時議長（井本昭光君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票数13票、無効投票数ゼロ、以上です。

有効投票のうち、福永啓君、４票、田上忍君、２票、池田浩二君、７票。この選挙の法定得票数は４票です。したがって、池田君が議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

［議場　開場］

○臨時議長（井本昭光君）　ただ今議長に当選されました池田議員が議場におられます。会議規則第33条の規定によって、当選の告知をします。

議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

○議長（池田浩二君）　ただ今、議長選挙に当選しました池田でございます。議長所信表明のとおり、４年間、皆様とともに御船町のため、御船町議会のために力を注いでいきたいと

思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（井本昭光君）　これで、臨時議長の職は全部終了しました。議員各位の協力に、改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

池田議長においては、議長席にお着きをお願いいたします。

［井本臨時議長　池田議長と交代］

○議長（池田浩二君）　それでは、これより私が議長の職務を執らせていただきます。議員の皆様の御協力をよろしくお願いします。

追加日程を配布させます。

［追加日程　配布］

○議長（池田浩二君）　ただ今配布いたしました追加日程第１、「議席の指定について」の件から、追加日程第16、「特別委員会委員長及び副委員長の互選について」の件まで16件を追加し、議題とします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第１　議席の指定について

○議長（池田浩二君）　追加日程第１、「議席の指定について」を議題とします。

議席は、会議規則第４条第１項の規定によって、ただ今の着席のとおりとします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（池田浩二君）　追加日程第２、「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、井藤はづき君、中城峯雄君を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第３　会期の決定について

○議長（池田浩二君）　追加日程第３、「会期の決定について」を議題とします。

御船町議会は定例会を通年議会とするため、会期を本日から令和２年３月30日までの328日間としたいと思います。

お諮りします。

本定例会は、会期を本日から令和２年３月31日までの328日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から令和２年３月31日までの328日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第４　副議長の選挙について

○議長（池田浩二君）　追加日程第４、「副議長の選挙について」を議題とします。

御船町議会基本条例第５条第７項で、議会は副議長の選出にあたり、本議会においてその職を志願する者に所信を表明する機会を設けるとあります。副議長職を志願される方は挙手をもって行い、議席の若い番から所信表明を行います。

副議長職を志願される方は、挙手をお願いします。

［副議長職志願者　挙手］

○議長（池田浩二君）　８番、中城君から表明がありました。

まず、８番、中城君から所信表明をお願いします。

○８番（中城峯雄君）　副議長立候補にあたり、私の思いの一端を申し上げます。

議会とは、主権者である町民の信託を厳粛に受け止め、二元代表制の一方の担い手として、議会における討議により将来に向かって町民全体の福祉の向上を図ること。また、議員の使命は、政策を提案し、問題の争点を明らかにするなど、議会においてよりよい決定がなされるよう、自己研鑽に努めることであります。

副議長は、議長を補佐して、議会の秩序保持、議事の整理等、公平・公正な議会運営に努めなければなりません。私は、民間企業で40年間勤務し、ナンバー２の役割も経験しました。ナンバー２の役割は、あくまで組織の利益を考え、組織のトップに協力して、組織運営を行い、適切な助言を行うことであります。また、場面によっては、耳の痛いことでも必要と思うことは、トップに進言していくこともナンバー２の役割であると思っています。民間企業の経験が活かされると思いまして副議長に立候補した次第であります。

今、御船町議会は町内外から新たな注目が来ています。それは、27歳の井藤はづきさんがトップ当選を果たされました。井藤さんは新聞のインタビューで「私を通して、若い人や女性も議会に関心を持ち、町の発展に臨みたい」と述べておられます。若い人や女性が議会に関心を持つためにはどのようにしたらよいかなど、議長とともに、議員の皆様の意見を拝聴して、具体的に取り組んでいきたいと思います。

一方、地方議会における議員のなり手不足が社会問題化しております。本町議会もいずれはこの問題に直面すると思われます。最近の地方議会議長を対象としたなり手不足に関するアンケートでは、町村会の59％がなり手不足を認識していると、回答をしています。なり手不足を解消する対策としては、議員報酬の引き上げが57％と最も多かったとの新聞記事がありました。

御船町議会では、議会改革推進特別委員会で議員報酬の引き上げについて議論が交わされ、当委員会から中間報告も出されております。議員報酬のみならず、どのようにしたら魅力ある議会になるのかなど、今後、継続して議論を深めていく必要があると思います。自己研鑽に努め、円滑な議会運営となるよう、副議長の役割を果たしていきたいと思います。

以上で、副議長立候補にあたり、所信表明を終わります。議員の皆様の御支援を切にお願い申し上げます。

○議長（池田浩二君）　ただ今、中城君１名の所信表明がありました。

地方自治法第118条第１項及び正副議長選挙の方法に関する申し合わせに基づき、副議長の選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

［議場　閉鎖］

○議長（池田浩二君）　ただ今の出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定によって、立会人、７番、岩永宏介君及び12番、清水聖君を指名します。

投票用紙を配ります。

［投票用紙　配布］

○議長（池田浩二君）　投票用紙の配布漏れはございませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　投票用紙配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

［投票箱　点検］

○議長（池田浩二君）　異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

１番、井藤はづき議員、お願いします。２番、宮川一幸議員、お願いします。３番、福本悟議員、お願いします。４番、田上英司議員、お願いします。５番、増田安至議員、お願いします。６番、森田優二議員、お願いします。７番、岩永宏介議員、お願いします。８番、中城峯雄議員、お願いします。９番、福永啓議員、お願いします。10番、田上忍議員、お願いします。11番、池田浩二議員、お願いします。12番、清水聖議員、お願いします。13番、井本昭光議員、お願いします。

○議長（池田浩二君）　投票漏れはございませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。岩永宏介君及び清水聖君、開票の立ち会いをお願いします。

［開　票］

○議長（池田浩二君）　選挙の結果を御報告します。

投票総数13票、有効投票数12票、無効投票数１票です。

有効投票のうち、中城峯雄君、12票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票です。したがって、中城峯雄君が副議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

［議場　開場］

○議長（池田浩二君）　ただ今副議長に当選されました中城峯雄君が議場におられます。会議規則第33条の規定によって、当選の告知をします。

副議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

○副議長（中城峯雄君）　御審議、御投票いただきありがとうございました。皆様の期待に添うよう頑張っていきますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○議長（池田浩二君）　この後は常任委員会等の構成を決める議事ですので、ここで休息をとり、執行部は退席をお願いします。

これより、11時25分まで休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１１時１５分　休　憩

午前１１時２５分　再　開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第５　議席の一部変更について

○議長（池田浩二君）　追加日程第５、「議席の一部変更について」を行います。

議長、副議長選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって、議席を変更いたします。議席の変更を事務局長に朗読させます。すべての朗読が終わってから移動をお願いします。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは、変更後の議席について、１番から申し上げます。

１番、中城峯雄副議長。２番、井藤はづき議員。３番、宮川一幸議員。４番、福本悟議員。５番、田上英司議員。６番、増田安至議員。７番、森田優二議員。８番、岩永宏介議員。９番、福永啓議員。10番、田上忍議員。11番、清水聖議員。12番、井本昭光議員。13番、岩田重成議員。14番、池田浩二議長。以上です。

○議長（池田浩二君）　ただ今の朗読のとおりです。移動をお願いします。

［議席の移動］

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第６　常任委員会委員の選任について

○議長（池田浩二君）　追加日程第６、「常任委員会委員の選任について」を行います。

常任委員会の委員は、御船町議会委員会条例第２条第１項第１号、第２号の規定により、総務文教常任委員会委員、産業厚生常任委員会委員になります。常任委員会委員の選任のため、ここで休憩を取ります。

議員の皆さんは全員13時00分に審議会室にお集まりください。よろしいですか。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１１時２８分　休　憩

午後　１時００分　再　開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　常任委員会委員の選任については、委員会条例第７号第１項の規定により議長が指名したいと思います。御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。常任委員会委員を指名します。事務局長に報告させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　常任委員会委員の氏名を報告します。まず、総務文教常任委員会委員は、１番、中城峯雄議員、２番、井藤はづき議員、３番、宮川一幸議員、５番、田上英司議員、６番、増田安至議員、７番、森田優二議員、11番、清水聖議員。

次に、産業厚生常任委員会委員は、４番、福本悟議員、８番、岩永宏介議員、９番、福永啓議員、10番、田上忍議員、12番、井本昭光議員、13番、岩田重成議員、14番、池田浩二議員。以上でございます。

○議長（池田浩二君）　ただ今御報告しましたとおり、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今の指名のとおり、常任委員会委員は決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第７　常任委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（池田浩二君）　追加日程第７、「常任委員会委員長及び副委員長の互選について」を行います。常任委員会ごとに会議室を用意しておりますので、その中で正副委員長の選任をお願いします。

総務文教常任委員会は委員会室で、産業厚生常任委員会は審議室で、それぞれ協議をお願いします。

審議のため、しばらく休憩いたします。１５分にお集まりください。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後１時０２分　休　憩

午後１時１５分　再　開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会で委員長及び副委員長が決定しておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは報告します。

総務文教常任委員会委員長は清水聖議員、副委員長は増田安至議員。

産業厚生常任委員会委員長は岩永宏介議員、副委員長は福本悟議員。以上です。

○議長（池田浩二君）　ただ今報告のとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第８　議会運営委員会委員の選任について

○議長（池田浩二君）　追加日程第８、「議会運営委員会委員の選任について」を行います。

議会運営委員会委員は、委員会条例第４条の２第２項の規定により５名と定められています。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により議長が指名したいと思います。御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。

議会運営委員会を指名します。事務局長に報告させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは、議会運営委員会委員を報告します。

１番、中城峯雄議員、６番、増田安至議員、４番、福本悟議員、８番、岩永宏介議員、11番、清水聖議員。以上です。

○議長（池田浩二君）　ただ今報告しましたとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今の指名のとおり、議会運営委員会委員は決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第９　議会運営委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（池田浩二君）　追加日程第９、「議会運営委員会委員長及び副委員長の互選について」を行います。

互選のため、13時30分まで休憩します。議会運営委員会委員の方は委員会室にて協議をお願いします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後１時１７分　休　憩

午後１時３０分　再　開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会で委員長及び副委員長が決定しておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　報告します。

議会運営委員会委員長、清水聖議員、副委員長、岩永宏介議員。以上です。

○議長（池田浩二君）　ただ今の報告のとおり、議会運営委員長及び副委員長が決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第10　御船地区衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（池田浩二君）　追加日程第10、「御船地区衛生施設組合議会議員の選挙について」を行います。

御船地区衛生施設組合議会議員は、御船地区衛生施設組合規約第５条の規定によって２名であります。

選挙の方法については、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

御船地区衛生施設組合議員に岩永宏介君、増田安至君を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました岩永宏介君、増田安至君を、御船地区衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました岩永宏介君、増田安至君が御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

岩永宏介君、増田安至君が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第11　御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（池田浩二君）　追加日程第11、「御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について」を行います。

御船町甲佐町衛生施設組合議会議員は、御船町甲佐町衛生施設組合規約第５条第１項の規定によって２名であります。

選挙の方法については、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

御船町甲佐町衛生施設組合議員に井本昭光君、宮川一幸君を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました井本昭光君、宮川一幸君を、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今議長が指名しました井本昭光君、宮川一幸君が御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に当選されました。

井本昭光君、宮川一幸君が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知を行います。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第12　上益城消防組合議会議員の選挙について

○議長（池田浩二君）　追加日程第12、「上益城消防組合議会議員の選挙について」を行います。

上益城消防組合議会議員は、上益城消防組合規約第５条第１項の規定により２名であります。

選挙の方法については、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上益城消防組合議会議員に清水聖君、田上忍君を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました清水聖君、田上忍君を、上益城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました清水聖君、田上忍君が上益城消防組合議会議員に当選されました。

清水聖君と田上忍君が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第13　上益城広域連合議会議員の選挙について

○議長（池田浩二君）　追加日程第13、「上益城広域連合議会議員の選挙について」を行います。

上益城広域連合議会議員は、上益城広域連合組合規約第８条第２項の規定により２名であります。

選挙の方法については、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ござ

いませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上益城広域連合議会議員に池田浩二君、中城峯雄君を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました池田浩二君、中城峯雄君を、上益城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今議長が指名しました池田浩二君、中城峯雄君が上益城広域連合議会議員に当選されました。

池田浩二君と中城峯雄君には、会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第14　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（池田浩二君）　追加日程第14、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第８条第１項の規定によって１名を選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に藤木正幸町長を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました藤木正幸町長を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました藤木正幸町長が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条の規定により、藤木正幸町長に文書をもって当選の通知をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第15　特別委員会委員の選任について

○議長（池田浩二君）　追加日程第15、「特別委員会委員の選任について」を行います。

特別委員会委員の選任については、御船町議会委員会条例第７条第１項の規定により、議長が指名したいと思います。

御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。特別委員会委員の指名について、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　では、報告します。

議会改革推進特別委員会の委員は、３番、宮川一幸議員、４番、福本悟議員、６番、増田安至議員、８番、岩永宏介議員、11番、清水聖議員、12番、井本昭光議員、以上の６人です。

次に、議会広報編集特別委員会の委員は、２番、井藤はづき議員、５番、田上英司議員、７番、森田優二議員、９番、福永啓議員、10番、田上忍議員、13番、岩田重成議員。以上の６人です。

次に、地方創生調査特別委員会の委員は、１番、中城峯雄議員、２番、井藤はづき議員、３番、宮川一幸議員、６番、増田安至議員、11番、清水聖議員、12番、井本昭光議員、13番、岩田重成議員。以上の７人です。

次に、災害復興支援特別委員会の委員は、池田浩二議長を除く全議員13人です。

○議長（池田浩二君）　ただ今報告しましたとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。したがって、ただ今の指名のとおり、特別委員会委員は決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第16　特別委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（池田浩二君）　追加日程第16、「特別委員会委員長及び副委員長の互選について」を行います。

特別委員会委員長及び副委員長の互選のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆様は審議会室にお集まりください。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後１時４１分　休　憩

午後２時００分　再　開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会委員長及び副委員長が決定しておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは、報告します。

議会改革推進特別委員会委員長、岩永宏介議員、副委員長、増田安至議員。

議会広報編集特別委員会委員長、井藤はづき議員、副委員長、田上忍議員。

地方創生調査特別委員会委員長、中城峯雄議員、副委員長、清水聖議員。

災害復興支援特別委員会委員長、中城峯雄議員、副委員長、清水聖議員。

以上でございます。

○議長（池田浩二君）　ただ今報告のとおり、特別委員会委員長及び副委員長が決定しました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会を開催するため、しばらくの間休憩とします。２時15分まで休憩といたします。

この後、議会運営委員会の委員は委員会室にお集まりください。全員協議会は議会運営委員会の終了後、審議会室で開催します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後２時０３分　休　憩

午後２時４４分　再　開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第17、報告第５号「専決処分の報告について」の件、追加日程第18、同意第

２号「御船町副町長の選任について」の件、追加日程第19、同意第３号「御船町監査委員の選任について」の件の３件が提出されました。これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。よって、追加日程第17、報告第５号「専決処分の報告について」の件、追加日程第18、同意第２号「御船町副町長の選任について」の件、追加日程第19、同意第３号「御船町監査委員の選任について」の件の３件を議題とします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第５号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第13号、工事請負変更契約の締結について。

同意第２号、御船町副町長の選任について。御船町副町長に次の者を選任したいので地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求める。

１、住所、熊本県熊本市北区麻生田四丁目27-17。

２、氏名、野中眞治。

３、生年月日、昭和40年５月29日、満53歳。

提案理由。副町長の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

同意第３号、御船町監査委員の選任について。御船町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定に基づき議会の同意を求める。

１、住所、御船町大字木倉515番地。

２、氏名、岩永宏介。

３、生年月日、昭和24年11月１日。満67歳。

提案理由。監査委員の選任については、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（藤野浩之君）　それでは、詳細説明をさせていただきます。まず議案書の３ページをお願いいたします。専決処分の報告です。

御専第13号、工事請負変更契約の締結についてです。災害関連効果促進事業辺田見④

工事について、次のとおり請負変更契約を締結した。

１、工事名、災害関連効果促進事業辺田見④工事。変更内容、法面工において樹木が繁茂しており、樹木伐採後の現地測量結果により法枠工延長及び鉄筋挿入工本数を変更したことによる増額です。

工事場所は御船町大字辺田見地内です。当初契約額5,434万5,600円。変更契約額306万4,491円の増額です。変更後の契約額が5,741万91円です。契約の相手方は、御船町大字高木、株式会社やすらぎ住建であります。

詳細につきましては、Ａ３の横書きの説明資料に変更契約書の写し並びに平面図及び標準断面図等を掲載しております。この赤の部分が変更になったということで、変更契約を締結をしたところです。

続きまして、同意第２号について、詳細の説明を行います。同意第２号につきましても、議案等説明資料の一番後ろのページです。４ページに野中様の略歴等を掲載しております。

同意第２号、御船町副町長の件については、先ほど住所、氏名については町長より説明があったとおりであります。野中様におかれましては、熊本県職員として長く勤務をされており、総務部、農林水産部、環境生活部と幅広く経験をされております。現在は、総務部市町村課の政策監を務められておられます。行政経験も大変豊富な方であり、特に財政部局での経験も長いと聞いております。また、行動力もあり、事業推進に優れた方だと認識しております。

また、本町のまちづくりに必要な方であると考えております。

以上の理由によりまして、御船町副町長として適任であると判断しまして、今回、同意案件として提示させていただくものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（池田浩二君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第17　報告第５号　専決処分の報告について

○議長（池田浩二君）　追加日程第17、報告第５号「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　この説明書のＡ３のほうで、赤い線が塗ってあるのですが、今回の全体の工事場所というのは、大体この赤い線の部分だけなのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君）　今回の工事案件につきましては、中原団地の正面から入りまして、左奥のがけ地のところになります。この今位置図に赤い線で引いてあるところのがけ地になります。

○10番（田上　忍君）　今回ここが弱いということで補強されたということですが、今回、中原住宅全体の工事で、このほかのところもずっと何か工事されたのでしたかね。

○建設課長（野口壮一君）　この中原団地全体に係る工事としまして、まずは団地に入りまして、左手側に大規模盛土滑動崩落防止事業の工事を２カ年にわたって実施をしております。それから、団地内に入りまして、右手側については、熊本県で工事をされました緊急急傾斜地崩壊対策工事です。これは県が実施された工事になります。それと、今回の効果促進事業の辺田見④工事、これが中原団地周辺の今回の熊本地震災害に係る工事ということになっています。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第18　同意第２号　御船町副町長の選任について

○議長（池田浩二君）　追加日程第18、同意第２号、「御船町副町長の選任について」の件を議題とします。

質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　今度、副町長に県から来られたということは、当然詳しいから来られて、県とも太いパイプでつながるということで、期待しております。今、お住まいは熊本市の北区になっていますが、副町長に就任されたら御船町に住まれるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　現在熊本市北区にお住まいであります。今のところ通勤を考えております。

○10番（田上　忍君）　ぜひ、御船町に住んでいただいて、やはり御船町の住民とも交流というか、そういうことを図っていただいて、本当に御船町のことをわかってほしいと思いま

すので、ぜひそういう要望を出してほしいと思います。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（田上英司君）　副町長は県の幹部の方でいらっしゃるようですが、県の幹部の方はたくさんいらっしゃいます。その中で、どういう御縁があったのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君）　これは県に申し出をして、県で選んでいただいたということになります。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしを認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、同意第２号、「御船町副町長の選任について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第19　同意第３号　御船町監査委員の選任について

○議長（池田浩二君）　追加日程第19、同意第３号、「御船町監査委員の選任について」を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、岩永宏介君の退場を求めます。

［岩永宏介議員　退場］

○議長（池田浩二君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　これから、同意第３号、「御船町監査委員の選任について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

岩永宏介君の入場をお願いします。

［岩永宏介議員　入場］

○議長（池田浩二君）　これで、令和元年度第２回御船町議会定例会５月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にいたします。

これをもちまして、令和元年度第２回御船町議会定例会５月会議を終了します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後３時００分　休　会

地方自治法第１２３条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員